

佐賀県告示第三百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十四年十二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあつては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
嬉野市	飯盛一（四四三・〇二九・一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
嬉野町	飯盛二（四四三・〇二九・二）		
下野	道下（四四三・〇三〇）	土石流	
	道下二（四四三・〇三一）		
	加瀬川（四四三・〇三二）		
	加瀬川二（四四三・〇三三）		
	羽白越六（四四三・二二六）		
	羽白越五（四四三・二二七）		
	羽白越四（四四三・二二八）		
	羽白越一（四四三・二二九）		
	羽白越二（四四三・二三〇）		
	羽白越三（四四三・二三一）		
	道上二（四四三・二三二）		
	道上二（四四三・二三三）		
	道上一（四四三・二三三）		
	二本松川一（四四三・〇八三）		
	二本松川五（四四三・〇八七）		
	三本松川（四四三・〇八八）		
	一本松川三（四四三・〇二七）		
	諸津三（四四三・〇八七）	急傾斜地の崩壊	
	二本松川二（四四三・〇八四）	土石流	

嬉野市	二本松川三（四四三・〇八五）	
嬉野町	二本松川四（四四三・〇八六）	
下野甲	一本松川四（四四三・〇二八）	
嬉野市	諸津一（四四三・〇八五）	急傾斜地の崩壊
嬉野町	諸津二（四四三・〇八六）	
下野丙	諸津四（四四三・〇八八）	
	一本松川二（四四三・〇二六）	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び鹿島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）